

間接経費について

共同研究・受託研究の契約における間接経費は直接経費総額の15%の額となります。

ただし、次に掲げる法人税の非課税要件を満たす契約の場合については、間接経費は直接経費総額の10%とします。

法人税の非課税要件は、以下の内容が契約に記載され実行されることです。

- 1) 当該研究の成果の一部又は全部が大学に帰属する研究であること
- 又は
- 2) 当該研究成果を公表すること

詳細は、以下のリンクを参考にご確認ください。

一般社団法人日本私立大学連盟

<https://www.shidairen.or.jp/files/user/3817.pdf>

文部科学省の事務連絡（H29.6.15）

<https://www.shidairen.or.jp/files/user/3818.pdf>